

# 事業再評価 —事業評価の仕組み—

平成29年11月16日

国土交通省 四国地方整備局

# 事業再評価の仕組み

➤ 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため各段階において事業評価を実施するもの。

## ①計画段階評価

- ・地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施。
- ・事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証。

## ②新規事業採択時評価

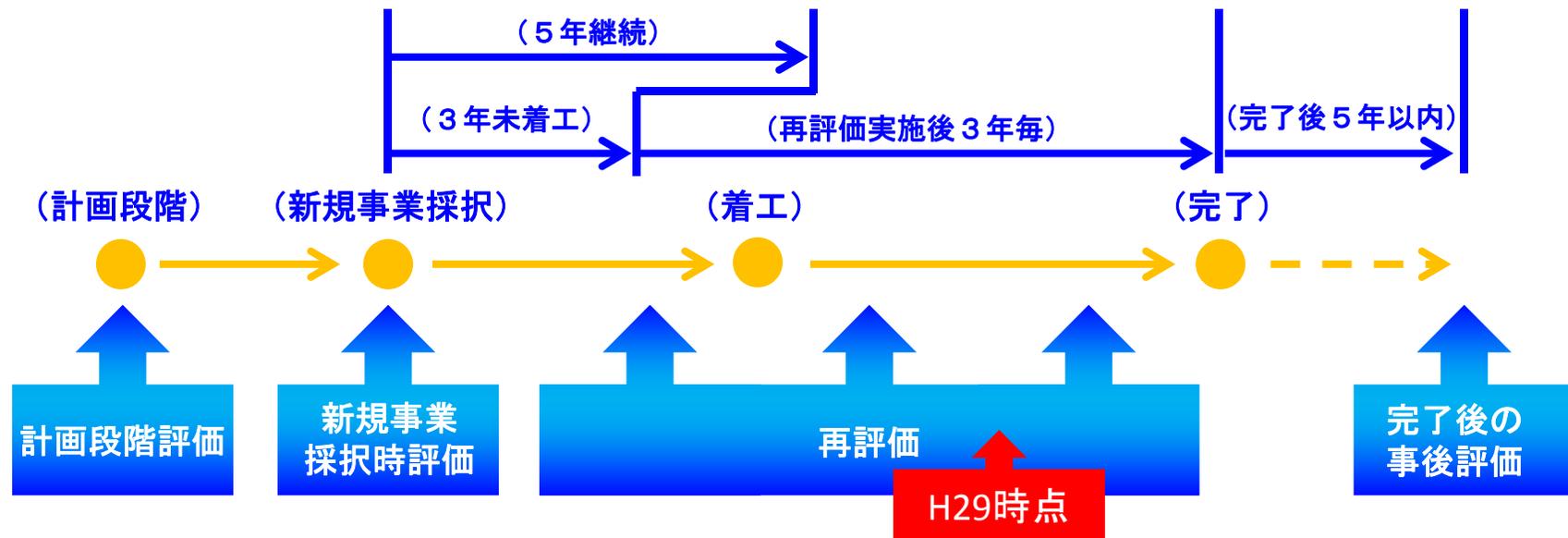
- ・新規事業の採択時において、費用対効果分析を含めた事業評価を行う。

## ③再評価

- ・再評価実施後一定期間が経過している事業  
河川直轄事業については、「再評価実施後に3年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業」
- ・社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業  
この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体(四国地方整備局)の長が行うものとする。

## ④完了後の事後評価

- ・事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行う。必要に応じて適切な改善措置を行う他、同種事業の計画・調査のあり方等の検討に活用する。



# 事業再評価の仕組み

- 河川改修事業 : 河川整備計画変更に伴い、再評価を行う。
- 河川環境事業 : 一定期間(3年)が経過したことから再評価を行う。

## 河川法における変更手続き

- ◆ 河川整備計画【変更原案】公表 6月9日
- ◆ 第2回 吉野川学識者会議 7月3日
- ◆ 河川整備計画【変更原案】一部修正 7月26日
- ◆ 河川整備計画【変更案】の公表 10月25日

□ 県知事への意見照会

- ◆ 河川整備計画【変更】の公表

## 公共事業の事業再評価

- ◆ 第3回 吉野川学識者会議 11月16日
  - ・河川改修事業の再評価(原案)
  - ・河川環境事業の再評価(原案)

↓ □ 報告

- ◆ 四国地方整備局事業評価監視委員会

↓ □ 報告

- ◆ 事業再評価(案)【四国地整】

↓ □ 報告

- ◆ 事業再評価結果の公表【本省】

# 再評価の視点

➤ 再評価の視点は以下の通り。

## 再評価の視点

- ① 事業の必要性等に関する視点
  - 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - 2) 事業の投資効果
  - 3) 事業の進捗状況
- ② 事業の進捗の見込みの視点
- ③ コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

河川環境事業においては、再評価の中で個別箇所の工事が完了したときは、個別完了箇所に関する事後評価を実施する。

## 事後評価の視点

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化
- ② 事業の効果の発現状況
- ③ 社会経済情勢の変化
- ④ 今後の事後評価の必要性
- ⑤ 改善措置の必要性